

# 鳥取市建設工事総合評価競争入札試行要領

平成31年3月29日制定

最終改正 令和2年 3月31日

## (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の落札者を総合評価入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に基づく総合評価方式により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。）により決定する場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年9月14日制定）及び鳥取市低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成15年3月28日制定）で使用する用語の例による。

## (対象工事)

第3条 総合評価入札に付する工事は、予定価格が2億円以上の工事のうち、発注機関が選定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、発注機関が適当と認めた工事については、総合評価入札の対象とすることができる。

## (学識経験者からの意見聴取)

第4条 市長は、令第167条の10の2第3項の規定により総合評価入札の落札者決定基準を定めようとするときは、同条第4項の規定により、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

2 市長は、前号の規定により学識経験者から意見を聴取した場合であつて、当該学識経験者が、落札者を決定する時に改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとする旨の意見を付して回答したときは、落札者を決定する時に、改めて2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

3 市長は、落札者決定基準を改正するときは、改めて2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

## (落札者の決定基準)

第5条 総合評価競争入札の落札者は、対象となる工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び総合評価に係る資料（以下「評価資料」という。）に基づき、次の方法により採点評価し、その点数が最も高いものとする。

(1) 算定式

評価点＝入札価格点数＋施工能力点数

(2) 総合評価方式別の評価項目及び配点

ア 特別簡易型（Ⅰ型）

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						合計点	
		企業の施工能力		配置技術者の施工能力		受注額	施工体制		指名停止 (減点項目)
		工事成績	企業経営	工事成績	資格				
配点	60	15	3	5	2	4	4	0	93

イ 特別簡易型（Ⅱ型）

評価項目	入札価格点数	施工能力点数				合計点	
		企業の施工能力		受注額	施工体制		指名停止 (減点項目)
		同種工事実績					
配点	90	1		2	4	0	97

2 落札者を決定する場合の評価方法、採点基準、その他落札者の決定に必要な事項については、別に定める。

(調達公告)

第6条 総合評価入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を調達公告又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知（以下「公告等」という。）に明記するものとする。

- (1) 総合評価入札の対象工事である事
- (2) 提出を求める評価資料の内容
- (3) その他必要と認める事項

(評価資料等の提出)

第7条 総合評価入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、公告等の定めに従い、評価資料、その他必要と認められる書類（以下「評価資料等」という。）を提出するものとする。

2 評価資料等の作成・提出等に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された評価資料等は返却しない。

(失格基準)

第8条 総合評価入札において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる対象項目が、第7条第1項に規定する評価資料等又は第11条第1項の審査により確認できないとき。
- (2) 鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条の2の規定に基づき算出された失格基準価格を下回る価格で入札したとき。

(開札)

第9条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価入札において入札書を開札したときは、その入札状況（応札者、入札価格、第5条第1項第2号に定める評価項目毎の評価点数（以下「評価点数」という。）及び評価点数の合計をいう。以下同じ。）を開示した上で落札の決定を保留する。

(入札状況等の公表)

第10条 入札執行者は、第9条の規定により落札決定を保留したときの入札状況を、適宜の方法により公表するものとする。

(入札参加資格の審査及び決定)

第11条 発注機関は、入札参加者から提出された評価資料等について審査を行い、入札参加者の入札参加資格の有無を決定するものとする。

2 入札執行者は、開札の後、評価点数を確定させるものとする。

(入札結果等に係る異議申出)

第12条 入札執行者は、前条第1項の規定により入札参加者の入札参加資格の有無を決定したとき及び前条第2項の規定により入札参加者の評価点数の確定値を決定したときは、書面により当該入札参加者に通知するものとする。

2 入札参加者は、前項に定める通知の内容に疑義があるときは、別に定める日時までに、入札執行者に対して書面により当該内容に対する説明を求めること（以下「異議申出」という。）ができる。

3 入札執行者は、前項の規定による異議申出があったときは、必要に応じて発注機関と協議を行い、速やかに回答するものとする。

(落札決定)

第13条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないと

き、又は異議申出の内容に理由がないと認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、評価点が最も高い者に対し落札決定を行うものとする。ただし、第4条第2項の規定により学識経験者に意見を聞く場合には、同号に定める学識経験者に対して評価結果を記載した書面を送付し、当該学識経験者から落札者の決定に関する意見を聴取した後でなければ落札決定を行うことができない。

- 2 入札執行者は、異議申出の内容に理由があると認めるときは、必要に応じて発注機関と協議を行い、その後の対応を協議するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、入札執行者は、低入札価格調査を実施する必要があるときは、当該調査が完了するまでの間、落札決定を行わないものとする。
- 4 入札執行者は、落札決定を行ったときは速やかにその結果について入札参加者に通知するとともに、適宜の方法により公表するものとする。

(配置技術者の事後変更)

第14条 総合評価入札において、落札決定を受けて建設工事を請け負った者がその後、退職等のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨の申出をし、当該申出を発注機関が認めた場合は、原則として当該請負者がその入札時に提示した配置技術者の有する資格の評価点数が同点以上の資格を有する者に変更するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年5月1日以降に入札に付される建設工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日以降に入札に付される建設工事から適用する。